

## 「家族解体」と「長呪社会」の到来



渡辺 利夫

### 日本の憲法学の歪み

日本国憲法の第二四条は婚姻に関わる条文である。その第一項を改めて記すならば、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」である。

西修教授の指摘するところにしたがい、樋口陽一教授の著作『国法学 人権原論〔補訂〕』においてこの条文がどのように解釈されているかを確認してみたい。樋口教授の指摘はこうである。

〈日本国憲法24条は、前近代性を色濃く帯びてい

た日本型家族国家観の基層としての「家」を否定し、「両性の本質的平等」と「個人の尊厳」という憲法価値を、公序として私法上の家族関係に課すものだった。（中略）「個人の尊厳」を家族秩序内にまて及ぼそうとする点で、日本国憲法24条はきわ立っている〉

〈家族の問題について「個人の尊厳」をつきつめてゆくと、憲法24条は、家長個人主義のうえに成立していた近代家族にとって、――ワイマール憲法の家族保護条項とは正反対に――家族解体の論理を含意したものと意味づけられるだろう〉

ワイマール憲法は二〇世紀で最も民主的なものと

され、日本国憲法第二四条の原案作成に影響を与えたといわれる。樋口教授は、第二四条はこの憲法の家族保護とは正反對に「家族解体の論理」を意味するという。日本の憲法学では宮沢俊義教授以来、戦後リベラリストがその中枢に位置していたことは知らないではなかったが、ここまでかと驚嘆を禁じ得ない。

西教授は一〇三カ国の憲法条項を精細に比較し、八七カ国の憲法において家族は「社会の自然的かつ基礎的単位であること」「国家・社会の保護を受けていること」がほぼ共通に書き込まれていることを証している（『世界の憲法を知ろう―憲法改正への道しるべ』）。

確かに第二四条は個人の尊厳と両性の本質的平等をうたうのみ、家族が国家・社会とどのような関わりをもつか、もつべきかは何も語ってはいない。果たしてそれでいいのか、というのが西教授の問題提起である。

## 現実をみつめよ

ここで憲法論から離れて日本の現実をみつめてみよう。樋口教授の指摘通り、日本の家族は着実に「解体」に向かって進んでおり、これが推移していけば地域共同体はもとより日本という国家自体がいずれ衰滅するのではないかという不吉な予感さえ漂う。

日本の年間出生数は、一九四七〜四九年には二六〇万人を上回っていたが、一九七一〜七四年には二〇〇万人ほどとなり、二〇一九年にはついに一〇〇万人を切って、二〇二二年には八〇万人を下回った。折り紙を二つに折り、それをまた二つに折って表面積がみるみる減少していくような空恐ろしきを感じさせる数字である。

人口統計では一五歳〜六四歳人口は「生産年齢人口」と呼ばれるが、これが一九九六年に減少に転じている。人手不足は実はもう二〇年以上前から始まっていたのである。

同統計には「合計特殊出生率」という概念がある。一人の女性が生涯を通じて生む子供の数のことである。これが二・〇以上でなければ一国の人口数は安定しないが、二〇二三年の値は一・二六であった。五〇歳までに一度も結婚したことのない人の比率は「生涯未婚率」といわれる。この比率が急増して二〇二〇年は男性二八％、女性一八％ほどになったという。

他方、日本人の平均寿命は世界最高。寿ぐべきことであろうが、そうとばかりもいえない。

### 追い求め過ぎた「長寿」

健康寿命という概念がある。健康上の理由によって日常生活が制限されることなく維持できる生存期間のことである。平均寿命と健康寿命との差が「日常生活に制限のある健康ではない生存期間」となる。この差は男性九・一年、女性一二・七年だと厚労省の統計が証している。

健康寿命を延長させなければ、高齢者のQOR(生活の質)の低下が避けられず、医療費や介護給付費が増大して社会保障システムが毀損されかねない、とも厚労省はいう。健康寿命の延長が可能であればそれに越したことはない。

新聞やテレビのコマーシャルは高齢者の健康増進のための器具やサプリメントのオンパレードである。健康寿命の延長に多少の効用はあるのかもしれないが、あくまで「多少」であろう。

すべての人々が倦むことなく追求して達成された長寿が、実は「長寿」ではなく、逆に加齢とともに重篤の度を増し、次第に家族はもとより自治体や国家を巻き込んで進行する「長呪」ともいうべき状態となる危険性がある。

現に私の身内にもコミュニケーションがまったくとれないままに介護施設で便々の日常を過ごしている者が何人もいる。見舞うたびにこれでもいいのかと暗澹たる気分になる。率直にいつてこのような現実

は、現代の日本人が自然生命体の則のりを超えて長命を  
追い求め過ぎたことの帰結なのであろう。老人の自  
殺率や犯罪率が高いのもそれゆえかもしれない。

### 家族を復権させよ

「人生一〇〇年時代」の到来もあながち嘘ばかり  
ではなさそうだ。人口構成において高齢者の比率が  
急速に高まっている。週日の昼中ひるごよみ、街を歩いてみれ  
ばわかることである。振り返れば自分も紛れない高  
齢者である。

少子化とは、人間という生命体の再生産の機能が  
日本の家族から失われつつあることを意味する。少  
子化が高齢化と同時に進めば、高齢者の老いを支え  
る共同体の基盤はほどなく危ういものとなる。

生命体を再生産する機能をもつのは家族である。  
この機能を代替するものは家族の外にはない。少子  
化とは、家族維持への志向性がこの社会から消失し  
つつあることを示唆する。少子化の主因が未婚と離

婚率の増加にあるからだ。

日本における家族の解体は、音もなく、そして気  
がつけば社会の崩壊を招きかねないマグニチュード  
で進んでいる。樋口教授たちの期待していた理想社  
会の現実はかかるものだったのか。

西教授は、家族が「社会の基礎的単位であるこ  
と」「国および社会の保護を受けること」、この二つ  
を柱とする家族条項を憲法に導入すべしと提唱して  
いる。個人の尊厳の呪縛からいかにして自らを解き  
放つか、令和新時代日本の深淵なる課題である。

(本会理事・拓殖大学顧問)